

令和7年4月募集 横浜市市営住宅等入居者選考審議会

令和7年2月17日(月)

午後1時30分から午後2時45分まで

横浜市会議事堂3階 多目的室

住 宅 部 長 定刻になりましたので、只今より、横浜市市営住宅等入居者選考審議会を開会いたします。本日、進行を務めさせていただきます、建築局住宅部長の寺口です。どうぞよろしくお願いします。

皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、改めてお礼を申し上げます。

会議の冒頭にあたりまして、2点ほど、確認させていただきます。

本日お配りしております資料につきまして、次第、名簿、席次表、諮問文、右上に資料1-1から資料2と書かれた配付資料の他、「横浜市市営住宅等入居者選考審議会 別冊資料」と書かれたフラットファイルがあるかどうか、ご確認ください。

フラットファイルには、市営住宅の概要、入居者募集の取組みの変遷について、条例、規則、審議会規則及び、まだ未定稿ですが、募集のしおりと書かれた各資料を収めております。そちらも含め不足する資料がございましたら、挙手をお願いします。

この別冊資料につきましては、議事進行の折に、随時ご参照いただければと思います。また、会議終了後に事務局で回収させていただきますので、あらかじめご了承ください。

次に、本審議会において議論・発言された内容については、後日議事録を作成し、発言要旨と出席者名が記載された議事録をホームページにて公開します。

そのため、議事録作成の都合上、レコーダーで記録させていただいておりますことを、併せてご了承ください。

ここからは、次第に沿って議事を進めてまいります。

はじめに、建築局長の鶴澤より、ご挨拶申し上げます。

建 築 局 長 建築局長の鶴澤でございます。

まず初めに、今回から越久田委員に参加いただく事になっております。どうぞよろしくお願いいたします。本日の審議会ですが、本年4月の定期募集における「入居者募集の実施」、それから、その「選考基準」につきましてお諮りさせていただきます。

令和5年度から、定期募集以外に、定期募集で入居が決まらなかった住宅につきまして、常時募集というものを実施してございます。それから現在、野庭住宅をはじめ、住戸改善等を進めておるところでございます。その際に空き家等を確保して事業に取り組んでおります。その関係もありまして、例年よりも今回、定期募集の募集戸数が若干数字が小さくなっておりますが、後ほどその辺の内容につきましてもご説明させていただきます。

忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願いいたします。

住 宅 部 長 局長の鶴沢については、本来であれば審議の終了まで出席をさせていただく予定でしたが、急遽所用がございまして退席させていただくことになりましたので、大変恐縮ではございますがご了承をお願いいたします。

建 築 局 長 どうぞよろしくお願いいたします。(局長退室)

住 宅 部 長 それではここで定足数のご報告を行います。

横浜市市営住宅等入居者選考審議会規則第4条第3項の規定により、審議会の会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないこととされております。事務局から報告をお願いします。

市 営 住 宅 課 長 本日は、三輪委員、西尾委員が欠席されるとのご連絡をいただいておりますが、現時点で9名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

住 宅 部 長 ありがとうございます。

続きまして、次第2、委員紹介について「新委員の紹介」をさせていただきます。

横浜市市営住宅等入居者選考審議会では各会派から一名及び無所属の委員を選出することとなっております。今回委員の所属会派の変更に伴い、新たに越久田委員にご就任をお願いすることとなりましたので、紹介させていただきます。

宜しく願いいたします。

越久田委員 よろしく願いいたします。

住宅部長 越久田委員のお手元に、委嘱状を置かせていただいておりますので、ご確認をお願いします。本来ならば、委嘱式を執り行うところではございますが、限られたお時間の都合上、この場でお渡しすることにより代えさせていただきますことをご了承下さい。

それでは、以降の審議につきましては、青木会長に進行をお願いいたします。青木会長よろしく願いします。

会 長 青木亮祐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の傍聴の申し出について事務局より報告を求めます。

市営住宅課長 現時点では、傍聴の申し出はございません。

もし、今後、終了までの間に傍聴の申出があった場合は、議事の進行に支障がないように傍聴していただくよう事務局にて対応させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会 長 只今の事務局からの説明でご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

会 長 それでは、次第3、諮問の「令和7年4月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」事務局に説明を求めます。

市営住宅課長 建築局市営住宅課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

5ページの諮問文をご覧ください。諮問事項は「令和7年4月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」の1件でございます。

今回募集する戸数は、1の「募集する住宅及び戸数」にありますとおり、503戸となります。募集単位ごとの内訳と、2の「募集日程」以降の内容については、次の資料でご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。1枚ページをおめくりいただきまして、7ページの資料1-1と書いてある資料をご覧ください。

今回の募集総戸数は、503 戸とさせていただきます。

説明資料 1 の「募集する住宅及び戸数」をご覧ください。

(1) の「募集における基本的な考え方」ですが、アの「募集戸数の算定」については、年間の退去戸数と同等程度を半期に分けて募集します。なお、住戸改善事業に伴い募集を停止している住宅や、常時募集住宅を除いた戸数で募集をいたします。

イの「多世代居住の促進」としての子育て世帯への支援や、ウの「入居ニーズへの対応」としての、(ア) 高齢者世帯、(イ) 単身者向けの支援、(ウ) 低層階等住戸を希望する世帯向けの設定については、引き続き進めてまいります。おめくりを 1 枚いただきまして 9 ページ目をご覧ください。

こちらからが、基本的な考え方に基づいて算定しました募集区分ごとの募集戸数について、ご説明をさせていただきます。

はじめに、(2) の「全市単位募集を行う住宅及び戸数」についてです。アの全市単位の 2 階以上でエレベーター無しの区分の募集戸数を 8 戸とし、イの全市単位の 1 階又はエレベーター付きの区分の募集区分を 23 戸としました。

これらは、横浜市による直接建設型の、空部屋が比較的多く発生する大規模住宅を対象とし、備考欄にあるいずれかの住宅への入居を希望される方への募集方法となっています。

単身の方も含めて、いずれの世帯の方もお申込みいただけます。次に、(3) の「行政区単位募集を行う住宅及び戸数」についてです。ウの「行政区単位」ですが、25 戸を募集します。こちらは、行政区を指定した、横浜市による直接建設型の住宅であって、床面積が原則 60 m²未満の住戸となります。備考欄にある行政区ごとの、いずれかの住宅への入居を希望される方への募集方法となります。なお、記載のない区については、住宅単位募集のみの実施となります。単身者の方も含めて、いずれの世帯の方もお申込みいただけます。

1 枚ページをおめくりいただきまして、次の 10 ページをご覧ください。ここからは、(4) の「住宅単位募集を行う住宅及び戸数」となります。まず、エの「一般世帯向、60 m²以上」の募集区分ですが、94 戸を募集します。直接建設型及び借上型の住宅における 1 戸あたりの床面積が原則 60 m²以上の住戸について、世帯を対象に募集を行う区分です。そのため、単身者の

方は申込みいただくことができません。

なお、募集する住宅の内訳につきましては、この後の 13 ページから 14 ページにお付けしました資料 1－2 に、募集区分ごとに、募集する住宅名と、その各住宅における募集戸数について、表形式でまとめましたので、後程ご確認ください。次は、オの「一般世帯向 4 部屋以上、70 m²程度以上」の募集区分で、5 戸を募集します。直接建設型住宅における、4 部屋以上の住戸について、世帯を対象に募集を行う区分です。特に大人数の家族向住宅として募集するものです。こちら、単身者の方は申込みいただくことができません。

次は、カの「一般世帯向、60 m²未満」の募集区分で、150 戸を募集します。単身の方も申込みが可能な区分になります。直接建設型住宅における、一戸あたりの床面積が原則 60 m²未満の住戸について、いずれの世帯の方もお申込みいただける区分になります。

次は、キの「子育て世帯専用」の募集区分で、18 戸を募集します。原則、直接建設型住宅で、駅徒歩圏内の住宅を対象に、中学校卒業程度までの子供がいる、子育て世帯の方に限定して募集を行う区分です。

一方、次のクは「子育て支援倍率優遇」を行う募集区分で、7 戸を募集します。直接建設型住宅で、住宅に占める高齢化率が高い、近くに小・中学校及び幼稚園・保育所等がある住宅について、中学校卒業程度までの子供がいる子育て世帯向けには、20 倍の倍率優遇を行う区分です。こちらは先ほどの「子育て世帯専用」の区分とは異なり、いずれの世帯の方もお申込みいただける募集区分になります。

次は、ケの「特定目的住宅」の区分で、全部で 171 戸を募集します。内訳は備考欄にありますとおり、(ア)の「車いす用」住宅は、2 戸、(イ)の「高齢二人世帯向」住宅は、直接建設型住宅が 11 戸、借上型住宅が 44 戸で、あわせて 55 戸。(ウ)の「高齢単身者用」住宅は、直接建設型住宅が 14 戸、借上型住宅が 92 戸で、あわせて 106 戸。そして、(エ)の「単身者用住宅」が 8 戸となっています。最後は、コの「特別空家」の募集区分で、2 戸を募集します。入居者が住宅内で亡くなり、その発見が遅れた住宅となる特別空家ですが、内訳として備考欄にありますとおり、(ア)の一般世帯向、(イ)の単身者可、それぞれ

に記載の住宅のいずれか1つを希望して申込みいただく募集区分です。

次の、11 ページをご覧ください。2の「募集日程」ですが、例年どおりですが、(1)の「申込書配布期間」を4月7日の月曜日から18日の金曜日までの約2週間、(2)の「受付期間」を4月9日の水曜日から18日の金曜日までの10日間とします。また(3)の「抽選会」については7月1日の火曜日に、関内ホール小ホールにて実施します。抽選会場は無観客とし、ユーチューブライブでインターネット配信を予定しております。

次に、3の「入居者資格判断基準日」ですが、受付最終日の4月18日とし、この日で在住・在勤要件や収入要件などを判断します。次に、4の「空家入居候補者資格の有効期間」ですが、令和8年3月31日までとします。次に、5の「常時募集」についてですが、今回の募集にて、募集割れや辞退等により入居とならなかった住戸については、次の基準により、再度原則先着順にて募集を行う常時募集を実施します。

(1)の日程ですが、アの「募集のしおり配布期間」を令和7年8月15日の金曜日から12月26日の金曜日まで、イの「受付期間」を令和7年8月28日の木曜日から12月26日の金曜日までとします。(2)入居者資格判断基準日は、申込日の属する月の初日とします。(3)空家入居候補者資格の有効期間は、令和8年5月29日の金曜日までとします。

最後に、参考として「募集の周知方法」ですが、これまでと同様、広報よこはまや記者発表、市内各所におけるポスターの掲示、募集のしおりの配架、ホームページへの掲載などにより、広く周知を図ってまいります。

諮問事項の説明は以上でございます。

参考資料として、今回の令和7年4月募集住宅一覧と、前回の令和6年10月市営住宅応募状況表を、資料1-2、資料1-3として、13ページから16ページにお付けしましたので、後ほど、ご確認いただければと思います。

それでは、諮問事項につきましてご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 それでは説明が終わりましたので、「令和7年4月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」質疑がご

ございましたらお願いいたします。

〇〇委員。

〇 〇 委 員 説明ありがとうございました。今回、募集の総戸数が 503 戸という事です。先程局長の挨拶の方で、戸数について減っているのは令和 5 年からやっている常時募集が行われているという事とか、住戸改善の方の入居もあったというお話でしたが、ちょっとそのあたりのところをもう少し、減っている背景にどういう事があるのか教えていただければと思います。

市 営 住 宅 課 長 ご質問ありがとうございます。先程ご挨拶の中にもありましたように、令和 5 年から常時募集というものを行っております。これは 4 月と 10 月の定期募集の合間に募集をかけるもので、その前の定期募集で募集割れ、あるいは辞退があった住戸を改めて募集にかけ、原則としては申し込み順通り、入居を進めていくというものでございます。今まで 3 回ありましたが、3 回目の部分については今まだ手続き中ですので、結果は出ていないんですが、1 回目につきましては募集戸数 51 戸ございました。そこで応募に関しましては 1 回目という事もあったかもしれませんが、約 3 倍の申込みをいただき、最終的に入居に至ったのが 46 戸という事で 90 パーセント位、募集戸数に対して埋まりました。それから令和 6 年 2 月の常時募集では、159 戸、こちらちょっと多く募集をかけられたんですが、入居に至ったのが 123 戸ということで、最初の 2 回の入居戸数が 169 ということで、定期募集の間にもかなり入居いただける数が増えたというところが、従来ですと 1 年後にもう一回定期募集で募集を掛けていたところが、早く募集を掛け、入居まで出来るだけ早くするという効果があったのかと存じております。

また住戸改善事業についてもお話がありましたが、現在野庭でありますとかひかりが丘とか、大規模な住戸改善事業を行っております。これに対しては、一旦入居された方がどこかの住宅に移って、それで再度綺麗になった住宅に戻るといったような形になりますので、その間どこかに住宅が必要になります。そういった住宅を用意しておくために募集を止めて、仮住居用のストックを用意するという事で、募集に掛ける数が減っているという事がございます。以上でございますがいかがでしょうか。

〇 〇 委 員 はい。ありがとうございました。この間の募集ですと南区の

市 営 住 宅 課 長 そういった関係でございます。前回の募集に関しましては、瀬戸橋住宅と中村町住宅で100戸弱の新たに入っていただけの住居を用意することが出来ました。ですので、戸数的には募集に掛けられる戸数がかなり多くなっていました。そういった部分も今回入っていないということでこれらの戸数になっております。

市 営 住 宅 課 長 今進んでいるこういった住戸改善の事業が終わったところで、また出せる時期が来るということでご理解いただければと思います。

会 長　〇〇委員どうぞ。

市 営 住 宅 課 長 そうですね。トラブル事例としてこういった事例、こういったケースでということで項目化してはいないんですが、実際に高齢になって近隣とトラブルを起こしてしまうというケースはございます。そういった場合、行政としましては区役所に福祉保健センターがございますので、例えば高齢・障害支援課と

か、中には生活保護を受けられている方も市営住宅にいらっしやいますので生活支援課とか、そういった部署と連絡を取り合って、お話を聞きながら近隣トラブル解消に努めるということもしております。

高齢の方が増えておりますので、SHP住宅という高齢者向けの住宅を設けまして、緊急通報装置でありますとか、バリアフリーでありますとか、生活相談員を置いて安否確認をしたり、相談にのったりということをしている住宅もございます。ソフトの面では健康福祉局の管轄になるかと思うんですが、そういったところで対応させていただいております。

会 長 続けてどうぞ。

○ ○ 委 員 今仰られたように、やっぱりそういう問題とかトラブルが発生した場合は、解決の糸口としては社会福祉的な目線で区役所のケースワーカーとか保健師に繋ぐと思うんですけど、民間の賃貸住宅だとその事業者の中に、うちでいえば建築局市営住宅課に、社会福祉的な目線を持った社会福祉士とか保健師を配置する中でその施策を考えるという対応がありますが、区役所にはそういう専門職がいるんですけど、事業者や建築の方にはたぶんそういう人はいないと思うんで、そういう人の配置も含めてやると色々な問題に対応できるのかなという意味で、参考意見として申し上げさせていただきます。

会 長 意見として承らせていただいて宜しいですね。

その他ございませんでしょうか。 ○○委員。

○ ○ 委 員 関連で確認でございます。先程別の委員の方からも市営住宅におきます高齢化の課題の一つの側面があげられました。これまでの議会におきまして市営住宅の事については住民の皆様をはじめ、自治会の皆様から直接お話をいただきながら改善策を模索してきました。その中でこの常時募集の導入ですとか、また低層階への入居促進のための1階、またはエレベーター付き住居申込区分新設等につきましては、ありがたく、評価するところです。

けれども、つい今月に入ってから複数の自治会の会長さんからご相談がありました。今は自治会の役員の改選期を迎えるにあたって、やはり次の会長さんとか民生委員、そういう方の担い手がいない。市営住宅、地域の一般住宅と一緒に自治会の所もあるかもしれませんが、基本市営住宅だけで複数の自治会

を構成しているかと思います。そうすると自治会長はじめ役員の担い手がおられません、というようなことや、また選挙も、補選があつたり、あるいは国政選挙もあつたりしますが、その中で選挙の立会人が確保できないといったお話も色々な方からいただきます。総合しますと高齢化に起因することと認識しているところでございますけれども、先程募集区分において多世代住宅の促進であるとか、かねてから多世代のバランス型の配置の入居を促進していくという側面を、長い目で見ましてどの様に現状を捉えて検討しているのか確認をしたいと思います。

市 営 住 宅 課 長 先生から、以前より指摘をいただいているところでございます。現在、横浜市で行っていますのは子育て専用住宅、それから子育て世帯の優遇倍率というものを設けているところでございます。その枠を設けてそちらに申し込んでいただくところでございますが、他都市においては目的外の使用というような形で、例えば大学生の入居をしていただくとか、若い世帯を期限付きで募集するといった事例も出てきております。横浜市の場合も今後そういった担い手不足のお話もありましたし、各世代が揃って暮らしを支えていけるというようなことも必要かと当然考えておりますので、こちらの審議会では次の定期募集での募集のご審議をいただいておりますが、今後の、例えば街づくり的なところでもありますとか、住宅政策的なところでもありますとか、そういったところの議論でも方向性を示していただきますと、我々としましてもそれに沿った形で、具体的な方策を検討できると考えております。

○ ○ 委 員 はい。ありがとうございます。引き続きそちらについて粘り強くやっていただきたいと思います。今ご説明ありましたとおり、目的外使用ということですね、前回でしょうか私の方から申し上げましたが、他都市の事例、例えば京都市でありますとか、今回新たに調べましたが名古屋市では、大学と市が協定を結び若い人材を入居させ、その上で自治会の運営に携わっていただくというようなこともあるようですので、各市の規模によって状況は違うとは思いますが、そういう事もやっているということはお話しさせていただきたいと思います。最後にちょっと関連にはなりますけれども、市営住宅を退去する時の原状回復についてでありますけれども、例えば現状聞くとこちらによりますと畳ですとか襖とか障子ですか、入居年数が何年

経っていても原状回復しなければいけないとかということですが、これはどうなんですかね。

市 営 住 宅 課 長 ご入居いただいた際の畳の表替えは、保証金を最初にいただいておりますので、そういったものを充てて原状に戻していただくというのが原則となっております。

○ ○ 委 員 決まりの中ではそうなっていますが、民間の契約書を見ますと、7年位になりますと、壁紙ですとか襖、障子とか、そういうところは原状回復は貸主負担というように、要は入居年数に応じて経年劣化した分に対する免責を負っていくとう感じがあると思うんですね。ですから、退去されるときも、10年、20年住んでいる方も原状回復するという考えが、その辺についてある程度の年数になると自然に使えば汚れるということもあると思いますけれど、そういうところにも配慮といいますか、考えていく余地があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

住 宅 部 長 民間の賃貸住宅においては通常損耗という考えがありまして、従来は家賃は安くして退去の時に退去修繕費は高く取るみたいな仕組みが出来上がってしまっていて、それが入居者サービスに繋がらないということで、民間の方では通常損耗費を家賃の中を含めるというふうに取り扱が変わってきております。それはとりもなおさず家賃は適正価格で設定して、毎月ちゃんと取りなさいよというような仕組みが民間賃貸住宅にはあると。公営住宅につきましては家賃体系はずっと変わっておりませんので、私共としてはお住まいになって損耗してしまったところについては、退去時にご負担いただくということで、家賃は高くしたりはしていませんので、そのルールで運用させていただいているという状況でございます。

○ ○ 委 員 現状はそういう事であると承知しておりますけれども、住宅セーフティーネットという観点からして、そういう中で様々な方々が生活に困窮されながら住まなきゃいけないということもあつたりしますから、そういう方に対する配慮、また今、あまり退去者については資材が高くなっていることは関係ないかもしれませんが、そういうことを鑑みることも必要じゃないかと思います。他都市ではリノベーションして使ってもらうということもありますから、ちょっと今の件は退去と関連する事じゃありませんけれども、様々な視点も必要なんじゃないか

と申し上げておきたいと思います。

会 長 よろしいですか。その他ございますでしょうか。〇〇委員どうぞ。

〇 〇 委 員 〇〇です。皆さんと同じ高齢者関係ですけれども、入居ニーズの対応として高齢者世帯への募集の仕方ですとか、高齢者向けの設備、相談員が常駐する建物ですとか、そういった形で市営住宅が配慮しているという取り組みについては非常に評価できるお話だと思っています。

私自身がどうしても高齢の方でお家を探さなければいけないという時に、〇〇委員が仰ったように民間でもかなり特化した住宅というのは近年増えているとは思いますが、まだまだ高齢者の二人世帯、単身者の入居を嫌がる民間の大家さんも非常に多いので、その意味でも非常に市営住宅の需要というのはあると思いますので、住戸の戸数ですとか募集の仕方ですね、今後も高齢者の方が応募しやすいような形で進めていただければと思っています。

あとは常時募集でだいぶ空きが無くなるというか無駄が無くなるという話もありましたが、高齢者の方でわりと急いで市営住宅に入りたいという方も結構おられると思うんですけど、常時募集の中には高齢者向けの住宅というのはあるんでしょうか。

市 営 住 宅 課 長 募集に掛けられる住宅の中に、高齢者仕様の住宅があれば、それは勿論掛けていくという形になっております。

〇 〇 委 員 そうすると、そこまでは戸数としては常時募集の段階では高齢者向けというのはあまり無いと考えた方がよろしいですかね。

市 営 住 宅 課 長 そうですね、本当に需要がどういったものか、先程あった若い世帯の方の住宅も必要だと考えますが、高齢者の方、特に高齢の単身の方の住宅については、毎回 10 倍以上の倍率になっています。大体高齢者仕様の住宅は 4,000 戸余りありますので、そういった中から出来るだけ出せる住宅があれば、そのニーズに応じて公募に掛けられるように考えていきたいと思っています。

〇 〇 委 員 はい。ありがとうございます。

会 長 それではよろしいでしょうか。他に発言も無いようですので本諮問については質疑を終了し採決することにご異議ご

ございませんでしょうか。

全 員 異議なし。

それでは、採決いたします。採決の方法は挙手といたします。本件については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

各 委 員 [全員挙手]

会 長 ありがとうございます。それでは、「令和7年4月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」は、以上のとおり決定することといたします。

ただいまの決定に基づき、市長に答申をする必要がありますが、案文の調整は会長に一任願いたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 [異議なし]

会 長 はい。それではそのように取り扱わせていただきます。

その他なにかございますか。質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。他に質問もないようですので本諮問につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、次第4「報告」について事務局の説明を求めます。

市 営 住 宅 課 長 報告事項として1点ございます。17ページをご覧ください。17ページの資料2「市営住宅の一時提供について」をご覧ください。

まず、1の「令和6年能登半島地震の被災者への支援について」につきましては、新規申請の受付は令和6年12月末に終了しましたが、1月24日現在、市営住宅及び公社賃貸住宅での入居件数は3件となっております。現在許可期間中の方については、希望に応じて令和7年12月末までの延長を認めさせていただいております。

次に、2の「ウクライナ避難民の方への支援について」は、新規申込の受付は令和6年3月末に終了いたしました。入居している避難民に対しては引き続き一時提供を継続しており、1月24日現在、入居件数は52件となっております。報告事項は以上でございます。

会 長 説明が終わりましたので、「報告」についての質疑にはありません。よろしいですか。〇〇委員。

○ ○ 委 員 一時提供につきましてちょっとお伺いしますけれど、直接じゃありませんが、市営住宅において空家が多いとご相談がありました。そのお話を拾っていくと、1階のあそこが空いていますよと、私は高齢で、上の階で年を重ねたので足腰が弱って1階の空いてる住戸に住みたいという声がありました。これは指定管理者の東急コミュニティに聞いてきました。理由があって次の募集で掛けますという事だったんですが。住民の皆さんから2年、3年空いているという声も結構あるんですが、一時提供するものというものは、住民の皆様、自治会の皆様、管理運営委員会の皆様にここが一時利用のストックなんだというご認識を持っていただいているのでしょうか。

市 営 住 宅 課 長 この部屋が一時提供用の住戸という事は、公表はしておりません。ですので使っていない所については空家と認識されてる方も、もしかしたらいらっしゃるかもしれません。

○ ○ 委 員 いわゆる共益費ってございますね。共益費は入居している方が家賃と共に共益費または自治会費等支払っていると思いますが、共益費というのは電気代ですとかエレベーターですとか、あと光熱費その他ありますけど、これについて入居者の方々が結果的には按分をして負担しているという側面があって、空き住戸が増えれば増えるほど、この共益費を圧迫すると思われる。要は入居世帯が少なくなるという訳ですから、そこに対して市が、その分戸数割して負担するとか、そういう事も必要なんじゃないかと思ったんですが、如何なものでしょうか。

市 営 住 宅 課 長 現在、一時使用用の住戸につきましては、先程の地震とかウクライナ避難民の他に、火事で焼け出された方とか、DV被害や犯罪被害者用に145戸ほどを用意しております。仮にここがそういったものに使うお部屋だという事になると、プライバシーの関係とか、そういった支障が出てくるのではないかという事もあるって、明らかにここは一時使用の住戸というような形ではお知らせしていないのが現状でございます。

○ ○ 委 員 よく承知いたしました。プライバシーの事も、しっかりこれは確保する必要があると思いますけど、ただ、ご相談の中にあそこは長々空いているねという声があるということはお伝えさせていただきたいと思います。

会 長 その他何かございますでしょうか。宜しいですか。

それでは他にご発言もないようですので、次第4「報告」につきましては以上とさせていただきます。

続きまして次第5「その他」について何かございますでしょうか。ご発言がありましたらお願いいたします。

特によろしいですか。それでは他にご発言もないようですので、次第5「その他」につきましては以上とさせていただきます。それでは以上をもちまして本日の審議を終了いたします。議長の務めを終わらせていただき、進行を事務局に返します。ご協力いただきありがとうございました。

住 宅 部 長 ○○会長ありがとうございました。

本日は、長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございます。以上をもちまして、横浜市市営住宅等入居者選考審議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。